

# 六法全書 令和六年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

六法全書では、基準日（令和六年一月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法全書の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、六法全書に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法全書では、実際に効力をもっている条文を調べるのができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和六年四月二日から令和七年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和七年四月一日以降に施行されるものについては、六法全書本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和六年三月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和六・五・三〇までに施行」などと表記していますが、施行期日定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、六法全書に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和六年三月一日

有斐閣六法編集室

## 凡例

〔内容現在〕 令和六年三月一日

〔掲載内容〕 六法全書令和六年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 令和六年四月二日から令和七年三月三十一日まで（令和七年四月一日以降のものは六法全書に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし六法全書と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覽〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覽〕 六法全書基準日（令和六年一月一日）から同年三月一日までに公布された施行期日をも定める法令による施行期日を二覽で掲げた。

## 施行日決定一覽

法名	施行期日	施行期日をも定めた法令
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和六・三・三九）附則第 三 条	令和六・四・一	令契六・一・三政九
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六・三・四四）附則第 三 条第五号	令和六・五・二五	令和六・一・二四政二五
金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五法七九）附則第 一 条第二号	令和六・二・一	令契六・一・三政二二

# 目次

## 公 法

- 地方自治法昭和二三法六七……………三
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二五法六七)……………三
- 住民基本台帳法昭和四二法八二……………五
- 所得税法昭和四〇法三三……………七
- 所得税法施行令昭和四〇政九六……………八
- 登録免許税法昭和四二法三五……………九
- 租税特別措置法昭和三三法五六……………九
- 地方税法昭和三五法三六……………一〇
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律平成三三法七七……………一一
- 道路交通法昭和三五法七〇……………一一
- 出入国管理及び難民認定法昭和二六政三九……………一二
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三七法七)……………一八
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四八法一七)……………一八
- 国立大学法人法平成二五法一一……………一八
- 特定融資枠契約に関する法律平成一一法四……………一九

## 刑 事 法

- 社債、株式等の振替に関する法律(平成一三法七五)……………一九
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成二法三六)……………二〇
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成一九法三二)……………二〇
- 自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二五法八六)……………二二
- 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二八法一四)……………二二
- あへん法昭和二九法七二……………二四
- 大麻草の栽培の規制に関する法律昭和二三法二四……………二四
- 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律平成三三法九四……………二六
- 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律平成二五法五〇……………二六
- 刑事訴訟法昭和二三法三三……………二七
- 刑事訴訟規則(昭和三三最高裁規三)……………二七
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成二法三七)……………二七
- 国際受刑者移送法平成二四法六六……………二七

## 社 会 法

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に

## 産 業 法

- 消費者契約法(平成二二法六)……………三七
- 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三七法一三四)……………三七
- 銀行法(昭和五六法五九)……………三九
- 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律平成二〇法一〇八……………四一
- 信託業法(平成一六法一五四)……………四一
- 保険業法(平成七法一〇五)……………四一
- 金融商品取引法昭和二三法二五……………四二
- 公認会計士法(昭和二三法一〇三)……………四四
- 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二六法一九八)……………四四
- 資産の流動化に関する法律平成一〇法一一五……………四四
- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律平成二二法一〇……………四五
- 関する法律昭和四一法三三……………二八
- 国民年金法(昭和三四法四二)……………二八
- 厚生年金保険法昭和四二法二五……………二八
- 健康保険法(天正一法七〇)……………二八
- 国民健康保険法昭和四三法九二……………二九
- 高齢者の医療の確保に関する法律昭和五七法八〇……………三一
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律昭和三五法一四五……………三二
- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律平成二九法二八……………三二
- 臓器の移植に関する法律(平成九法一〇四)……………三六

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和四政三九四)……………四六
- 農業協同組合法昭和二三法三三……………四七
- 電波法(昭和四五法一三)……………四七
- 電気通信事業法昭和五九法八六……………四八
- 放送法(昭和四五法一一)……………四九





② 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報情報の提供の求め又は提供の実果が各々のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を前項に規定する期間保存しなければならない。

③ 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により特定個人情報情報の提供の求め又は提供があったときは、前項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を前項に規定する期間保存しなければならない。

④ 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報情報の提供の求め又は提供の実果が各々のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を前項に規定する期間保存しなければならない。

⑤ 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報情報の提供の求め又は提供の実果が各々のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を前項に規定する期間保存しなければならない。

**(秘密の管理)**

第四十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供の求め(第十九条第八号の規定による特定個人情報情報の提供の求め)又は提供(第十九条第九号の規定による特定個人情報情報の提供)に関する事務を、以下二条及び次に定めることにより、秘密の管理を確保し、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供事務に使用する電子計算機にアクセスし、当該アクセスによる情報の提供を受けることその他の必要な措置を講じなければならない。

**第十九条第九号の規定による特定個人情報情報の提供**

第六十条 第十九条第一項を除くから前条までの規定は、第十九条第九号の規定による例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供の求め及び例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めると、第十二条第九号第一項中「ならぬ」とあるのは「ならぬ」と、第十二条第九号第九号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定される地方公共団体長その他執行機関が、個人情報保護委員会の規則で定めるところにより、あらかじめその旨を委員会に申出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報は当該特定個人情報の範囲に含まれないこととする。

第六十一条 第十九条第一項を除くから前条までの規定は、第十九条第九号の規定による例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供の求め及び例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めると、第十二条第九号第九号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定される地方公共団体長その他執行機関が、個人情報保護委員会の規則で定めるところにより、あらかじめその旨を委員会に申出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報は当該特定個人情報の範囲に含まれないこととする。

第六十二条 第十九条第一項を除くから前条までの規定は、第十九条第九号の規定による例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供の求め及び例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めると、第十二条第九号第九号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定される地方公共団体長その他執行機関が、個人情報保護委員会の規則で定めるところにより、あらかじめその旨を委員会に申出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報は当該特定個人情報の範囲に含まれないこととする。

第六十三条 第十九条第一項を除くから前条までの規定は、第十九条第九号の規定による例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供の求め及び例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めると、第十二条第九号第九号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定される地方公共団体長その他執行機関が、個人情報保護委員会の規則で定めるところにより、あらかじめその旨を委員会に申出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報は当該特定個人情報の範囲に含まれないこととする。

第六十四条 第十九条第一項を除くから前条までの規定は、第十九条第九号の規定による例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供の求め及び例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めると、第十二条第九号第九号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定される地方公共団体長その他執行機関が、個人情報保護委員会の規則で定めるところにより、あらかじめその旨を委員会に申出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報は当該特定個人情報の範囲に含まれないこととする。

第六十五条 第十九条第一項を除くから前条までの規定は、第十九条第九号の規定による例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供の求め及び例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めると、第十二条第九号第九号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定される地方公共団体長その他執行機関が、個人情報保護委員会の規則で定めるところにより、あらかじめその旨を委員会に申出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報は当該特定個人情報の範囲に含まれないこととする。

第六十六条 第十九条第一項を除くから前条までの規定は、第十九条第九号の規定による例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供の求め及び例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めると、第十二条第九号第九号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定される地方公共団体長その他執行機関が、個人情報保護委員会の規則で定めるところにより、あらかじめその旨を委員会に申出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報は当該特定個人情報の範囲に含まれないこととする。

第六十七条 第十九条第一項を除くから前条までの規定は、第十九条第九号の規定による例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供の求め及び例外的事務関係情報提供者により特定個人情報情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは、第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めると、第十二条第九号第九号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定される地方公共団体長その他執行機関が、個人情報保護委員会の規則で定めるところにより、あらかじめその旨を委員会に申出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報は当該特定個人情報の範囲に含まれないこととする。

第二十八号の八(一) 主務大臣は、個人情報番号カード関係事務(第六十八

条)の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三十九条の十一に規定する認証事務を、以下三条から第三十九条の十一に規定する認証事務(この実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標以下、中期目標としよう)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

⑨ (略)

⑩ (略)

⑪ (略)

⑫ (略)

⑬ (略)

⑭ (略)

⑮ (略)

⑯ (略)

**住民基本台帳法**

令和六年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等(一部を改正する法律(令)第一・五・三法一六 本則二条(令)六・五・三〇まで施行)  
 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令)第五・六・九法四(本則三条(令)六・九・八まで施行)

第八十条 住民票の記載の修正(第十八条を改定し、以下、記載等という)は、第三十条の二項及び第三項、以下、記載等という)並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

第九十条(一) (略)

第九十一条(一) (略)

第九十二条(一) (略)

第九十三条(一) (略)

第九十四条(一) (略)

第九十五条(一) (略)

第九十六条(一) (略)

第九十七条(一) (略)

第九十八条(一) (略)

第九十九条(一) (略)

第一百条(一) (略)

② 市町村長は、第八号の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該記載等が選挙人名簿の登録に關係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

⑨ (略)

⑩ (略)

⑪ (略)

⑫ (略)

⑬ (略)

⑭ (略)

⑮ (略)

⑯ (略)

⑰ (略)

⑱ (略)

第二十八号の八(一) 主務大臣は、個人情報番号カード関係事務(第六十八

有効な改正前規定 (住民基本台帳法)

有効な改正前規定（住民基本台帳法）

③ 略

第八條 国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例  
第一〇条 この章又は第四章の規定による届出をするべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例）  
第八條之二 この章又は第四章の規定による届出をするべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

（介護保険の被保険者である者に係る届出の特例）  
第八條之三 この章又は第四章の規定による届出をするべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

（国民年金の被保険者である者に係る届出の特例）  
第九條 この章又は第四章の規定による届出をするべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

（児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例）  
第九條之二 この章又は第四章の規定による届出をするべき者が児童手当の支給を受けているときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

（米穀の配給を受ける者に係る届出の特例）  
第九條之三 この章又は第四章の規定による届出をするべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

（市町村長から都道府県知事の本人確認情報の通知等）  
第二〇条の六（一） 略

（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）  
第二〇条の七（一） 略

（改正により追加）  
第二〇条の八（一） 略

（本人確認情報の誤りに関する機密の通報）  
第二〇条の八（二） 略

（本人確認情報の誤りに関する機密の通報）  
第二〇条の八（三） 略

（本人確認情報の誤りに関する機密の通報）  
第二〇条の八（四） 略

（本人確認情報の誤りに関する機密の通報）  
第二〇条の八（五） 略

（本人確認情報の誤りに関する機密の通報）  
第二〇条の八（六） 略

（本人確認情報の誤りに関する機密の通報）  
第二〇条の八（七） 略

（本人確認情報の誤りに関する機密の通報）  
第二〇条の八（八） 略

つて、第三十条の六第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過しているもの（以下「当該本人確認情報」という。）に誤りがあることを知り、当該本人確認情報、その旨を当該都道府県知事保存本人確認情報に係る都道府県知事に通報するものとする。

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（一） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（二） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（三） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（四） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（五） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（六） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（七） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（八） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（九） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（一〇） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（一一） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（一二） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（一三） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（一四） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の九（一五） 略

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（一） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（二） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（三） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（四） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（五） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（六） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（七） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（八） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（九） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（一〇） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（一一） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（一二） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（一三） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（一四） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（一五） 略

（本人確認情報の提供）  
第二〇条の二〇（一六） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（三） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（四） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（五） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（六） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（七） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（八） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（九） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一〇） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一一） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一二） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一三） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一四） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一五） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一六） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一七） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一八） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（一九） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二〇） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二一） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二二） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二三） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二四） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二五） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二六） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二七） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二八） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（二九） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（三〇） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（三一） 略

（本人確認情報等の提供に関する手数料）  
第二〇条の二一（三二） 略

に掲げる法の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者又はデジタル庁の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

③ 職務 一 苦情処理  
都道府県知事又は機構は、この法律の規定により都道府県が処理する事務又は機構が行う本人確認情報処理事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

④ 住民票コードの告知要求制限  
都道府県知事又は機構は、この法律の規定により住民票コードの告知を求めるときは、次に掲げる場合を除き、何人に対してもその者又はその者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めなければならない。

⑤ 都道府県の審査会の設置  
都道府県の審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定により通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し都道府県知事に建議することができる。

⑥ 罰則  
第二〇条の四 から第三〇条の四四まで、削除（改正により附則した）

新第四〇条之三（第三〇条の四一 第三〇条の四三）  
（改正により追加）

第四〇条之三（略） 改正後第四〇条の四三

第四〇条之四（略） 改正後第四〇条の四四  
第四〇条之五（略） 改正後第四〇条の四五

第四〇条之六（略） 改正後第四〇条の四六  
第四〇条之七（略） 改正後第四〇条の四七

二 住書略  
一 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十  
有効な改正前規定（所得税法）

八第一項に規定する附票情報受領者の職員又は職員であつた者  
受領者の委託（二以上の役員にわたる委託を含む）を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事している者

第四七条 住書略  
第三十条の十八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿を虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき  
第三十条の二十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは悪化したとき

第四九条之二（改正により追加）  
第五〇条 偽りその他不正の手段により第三十条の三十一第二項の規定による罰則を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

改正法令一覧  
令和六年四月一日以降有効な旧規定  
所得税法の一部を改正する法律（令和五・三・三三）  
本則（条（令和一・一・施行））  
（賃貸以外の給付に係る徴収税額）

○所得税法

第一八五条（給付等）  
一 給付等とは、扶養控除申告書提出した居住者に対し、次に掲げる場合の際に給出した給付等及び支払者が支払給付等に掲げる場合の際に応じ、その給付等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額）の三倍に相当する金額、給付等の月割額又は給付等の日割額、並びに当該申告書に記載された源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（以上を給付等の支払者から給付等及び支払を受ける場合は第九十四条第一項第六号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族と、当該申告書に記載された源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項に規定する国外居住親族（第八十七条（障害者控除等）の適用を受ける場合に係る控除税額）及び第九十条第九号（年末調整）において、国外居住親族」という）である場合）は、第九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条において、主たる給付等を受ける源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とは、給付等の有無及びその数に応じ次に定める控除税額を控除する。

イ（一）（略）  
二 前号及び次号に掲げる給与等以外の給付等、次に掲げる場合の区分に応じ、その給付等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額）の三倍に相当する金額、給付等の月割額又は給付等の日割額、従たる給付等についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第九十五条第一項第三号（従たる給付等）についての扶養控除等申告書に規定する源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（当該源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第四項に記載がされた場合）又は、同項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に応ずる次に定める控除税額

イ（二）（略）  
イ（三）（略）

イ（四）（略）  
イ（五）（略）

イ（六）（略）  
イ（七）（略）

イ（八）（略）  
イ（九）（略）

一 障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額  
第八七条 給与所得者の扶養控除等申告書提出した居住者である場合、給与所得者の障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第三項第三号ロ又はハ（定額）に掲げる旨の記載がある場合）は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたもの（ある場合は、これらの一に該当する二）を控除対象扶養親族が一人であると記載されているものとし、当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうち一人に障害者又は同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合は、同居特別障害者）に規定する書類の提出又は提示がされた場合又は同居特別障害者がある旨の記載がある場合は、これを二に該当するものとして、第九十五条第一項第一号（賃貸以外の給付等）に係る徴収税額、並びに第九十八条第一項第一号及び第七項第一号（賃貸に係る徴収税額）の規定を適用する。

第九〇条（住書略）  
第九〇条（住書略）  
二 住書略  
イ（一）（略）  
イ（二）（略）  
イ（三）（略）  
イ（四）（略）  
イ（五）（略）  
イ（六）（略）  
イ（七）（略）  
イ（八）（略）  
イ（九）（略）  
イ（十）（略）  
イ（十一）（略）  
イ（十二）（略）  
イ（十三）（略）  
イ（十四）（略）  
イ（十五）（略）  
イ（十六）（略）  
イ（十七）（略）  
イ（十八）（略）  
イ（十九）（略）  
イ（二十）（略）  
イ（二十一）（略）  
イ（二十二）（略）  
イ（二十三）（略）  
イ（二十四）（略）  
イ（二十五）（略）  
イ（二十六）（略）  
イ（二十七）（略）  
イ（二十八）（略）  
イ（二十九）（略）  
イ（三十）（略）  
イ（三十一）（略）  
イ（三十二）（略）  
イ（三十三）（略）  
イ（三十四）（略）  
イ（三十五）（略）  
イ（三十六）（略）  
イ（三十七）（略）  
イ（三十八）（略）  
イ（三十九）（略）  
イ（四十）（略）  
イ（四十一）（略）  
イ（四十二）（略）  
イ（四十三）（略）  
イ（四十四）（略）  
イ（四十五）（略）  
イ（四十六）（略）  
イ（四十七）（略）  
イ（四十八）（略）  
イ（四十九）（略）  
イ（五十）（略）  
イ（五十一）（略）  
イ（五十二）（略）  
イ（五十三）（略）  
イ（五十四）（略）  
イ（五十五）（略）  
イ（五十六）（略）  
イ（五十七）（略）  
イ（五十八）（略）  
イ（五十九）（略）  
イ（六十）（略）  
イ（六十一）（略）  
イ（六十二）（略）  
イ（六十三）（略）  
イ（六十四）（略）  
イ（六十五）（略）  
イ（六十六）（略）  
イ（六十七）（略）  
イ（六十八）（略）  
イ（六十九）（略）  
イ（七十）（略）  
イ（七十一）（略）  
イ（七十二）（略）  
イ（七十三）（略）  
イ（七十四）（略）  
イ（七十五）（略）  
イ（七十六）（略）  
イ（七十七）（略）  
イ（七十八）（略）  
イ（七十九）（略）  
イ（八十）（略）  
イ（八十一）（略）  
イ（八十二）（略）  
イ（八十三）（略）  
イ（八十四）（略）  
イ（八十五）（略）  
イ（八十六）（略）  
イ（八十七）（略）  
イ（八十八）（略）  
イ（八十九）（略）  
イ（九十）（略）  
イ（九十一）（略）  
イ（九十二）（略）  
イ（九十三）（略）  
イ（九十四）（略）  
イ（九十五）（略）  
イ（九十六）（略）  
イ（九十七）（略）  
イ（九十八）（略）  
イ（九十九）（略）  
イ（百）（略）

イ（六十一）（略）  
イ（六十二）（略）  
イ（六十三）（略）  
イ（六十四）（略）  
イ（六十五）（略）  
イ（六十六）（略）  
イ（六十七）（略）  
イ（六十八）（略）  
イ（六十九）（略）  
イ（七十）（略）  
イ（七十一）（略）  
イ（七十二）（略）  
イ（七十三）（略）  
イ（七十四）（略）  
イ（七十五）（略）  
イ（七十六）（略）  
イ（七十七）（略）  
イ（七十八）（略）  
イ（七十九）（略）  
イ（八十）（略）  
イ（八十一）（略）  
イ（八十二）（略）  
イ（八十三）（略）  
イ（八十四）（略）  
イ（八十五）（略）  
イ（八十六）（略）  
イ（八十七）（略）  
イ（八十八）（略）  
イ（八十九）（略）  
イ（九十）（略）  
イ（九十一）（略）  
イ（九十二）（略）  
イ（九十三）（略）  
イ（九十四）（略）  
イ（九十五）（略）  
イ（九十六）（略）  
イ（九十七）（略）  
イ（九十八）（略）  
イ（九十九）（略）  
イ（百）（略）

イ（六十一）（略）  
イ（六十二）（略）  
イ（六十三）（略）  
イ（六十四）（略）  
イ（六十五）（略）  
イ（六十六）（略）  
イ（六十七）（略）  
イ（六十八）（略）  
イ（六十九）（略）  
イ（七十）（略）  
イ（七十一）（略）  
イ（七十二）（略）  
イ（七十三）（略）  
イ（七十四）（略）  
イ（七十五）（略）  
イ（七十六）（略）  
イ（七十七）（略）  
イ（七十八）（略）  
イ（七十九）（略）  
イ（八十）（略）  
イ（八十一）（略）  
イ（八十二）（略）  
イ（八十三）（略）  
イ（八十四）（略）  
イ（八十五）（略）  
イ（八十六）（略）  
イ（八十七）（略）  
イ（八十八）（略）  
イ（八十九）（略）  
イ（九十）（略）  
イ（九十一）（略）  
イ（九十二）（略）  
イ（九十三）（略）  
イ（九十四）（略）  
イ（九十五）（略）  
イ（九十六）（略）  
イ（九十七）（略）  
イ（九十八）（略）  
イ（九十九）（略）  
イ（百）（略）

イ（六十一）（略）  
イ（六十二）（略）  
イ（六十三）（略）  
イ（六十四）（略）  
イ（六十五）（略）  
イ（六十六）（略）  
イ（六十七）（略）  
イ（六十八）（略）  
イ（六十九）（略）  
イ（七十）（略）  
イ（七十一）（略）  
イ（七十二）（略）  
イ（七十三）（略）  
イ（七十四）（略）  
イ（七十五）（略）  
イ（七十六）（略）  
イ（七十七）（略）  
イ（七十八）（略）  
イ（七十九）（略）  
イ（八十）（略）  
イ（八十一）（略）  
イ（八十二）（略）  
イ（八十三）（略）  
イ（八十四）（略）  
イ（八十五）（略）  
イ（八十六）（略）  
イ（八十七）（略）  
イ（八十八）（略）  
イ（八十九）（略）  
イ（九十）（略）  
イ（九十一）（略）  
イ（九十二）（略）  
イ（九十三）（略）  
イ（九十四）（略）  
イ（九十五）（略）  
イ（九十六）（略）  
イ（九十七）（略）  
イ（九十八）（略）  
イ（九十九）（略）  
イ（百）（略）

イ（六十一）（略）  
イ（六十二）（略）  
イ（六十三）（略）  
イ（六十四）（略）  
イ（六十五）（略）  
イ（六十六）（略）  
イ（六十七）（略）  
イ（六十八）（略）  
イ（六十九）（略）  
イ（七十）（略）  
イ（七十一）（略）  
イ（七十二）（略）  
イ（七十三）（略）  
イ（七十四）（略）  
イ（七十五）（略）  
イ（七十六）（略）  
イ（七十七）（略）  
イ（七十八）（略）  
イ（七十九）（略）  
イ（八十）（略）  
イ（八十一）（略）  
イ（八十二）（略）  
イ（八十三）（略）  
イ（八十四）（略）  
イ（八十五）（略）  
イ（八十六）（略）  
イ（八十七）（略）  
イ（八十八）（略）  
イ（八十九）（略）  
イ（九十）（略）  
イ（九十一）（略）  
イ（九十二）（略）  
イ（九十三）（略）  
イ（九十四）（略）  
イ（九十五）（略）  
イ（九十六）（略）  
イ（九十七）（略）  
イ（九十八）（略）  
イ（九十九）（略）  
イ（百）（略）

居特別障害者若しくはその他の特別障害者は特別障害者以外に障害者に限る。）の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特くは、若しくは他の障害者、寡婦、ひとり親は別障害者に該当する旨の記載があるかどうか。当該勤労学生が、第二条第一項第十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書には、勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九十四条第三項規定する書類の提出又は提示があったかどうか並びに当該申告書に記載された控除対象扶養親族（以下「給与等の支払を受ける者」という。）（以下「給与等」という。）の給与等の支払を受ける者である場合に、同条第二項第六号に規定する控除対象扶養親族と、当該申告書に記載された控除対象扶養親族が同属同居親族である場合に同条第四号及び第六項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象扶養親族に限る。の有無その控除対象扶養親族の数の他の事項に、第十四条から第八十二条まで（障害者控除）及び第八十四条扶養控除の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

二 給与所得者の配偶者控除等申告書に記載されたその居住者の第第三項第一号に規定する合計所得金額（以下この項において「合計所得金額」という。）の見積額。当該申告書に記載された控除対象配偶者又は第十三条の第一項に配偶者別控除に規定する生計を一にする配偶者（第九十五条の第二項（給与所得者の配偶者控除等申告書の記載がされた者）がある場合には、これらの規定に規定する居住者）の提出又は提示がされた控除対象配偶者は配偶者に限る。の有無その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当するかどうか。その控除対象配偶者又は配偶者との生計を一にする住居として当該申告書が提出しているかどうか。その控除対象配偶者又は配偶者が第九十三条の第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する居住者として同項三号に掲げる事項を記載した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出しているかどうか及びその控除対象配偶者又は配偶者の合計所得金額若しくはその見積額に、第十三条（配偶者控除）又は第八十一条の二の規定に準じて計算した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額に相当する金額（以下「略」という。）。

財務省令で定める事項を記載し、申告書を、当該支払者を経由して、その給与に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（改正後の③）

③ 前項の規定による申告書に勤労学生に該当する旨の記載をした居住者（第二条第一項第三十号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するもの）を政令で定めるところにより、これらの者に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。（改正後の④）

④ 第一項又は第二項の規定による申告書に、第一項第四号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。（改正後の⑤）

⑤ 第一項又は第二項の規定による申告書は、従前の給与について、当該記載がされた居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた居住者の親族に該当する旨を証する書類（当該居住者の親族が同属同居親族であり、かつ、同属同居親族が同号に規定する控除対象扶養親族であり、かつ、同属同居親族が同号に掲げる者に該当する旨を証する書類）を提出し、又は提示しなければならない。（改正後の⑥）

⑥ 第一項又は第二項の規定による申告書は、従前の給与について、当該記載がされた居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた居住者の親族に該当する旨を証する書類（当該居住者の親族が同属同居親族であり、かつ、同属同居親族が同号に掲げる者に該当する旨を証する書類）を提出し、又は提示しなければならない。（改正後の⑦）

⑦ 第一項又は第二項の規定による申告書は、給与所得者の扶養控除等申告書という。（改正後の⑧）

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・所得税法施行令及災害被害者に対する租税の租税の猶免、徴収等に関する法律の施行に関する政令（一部を改正する）令（令和五・三・三政一三四）本則（令和七・一・施行）

**確定申告書に関する書類等の提出又は提示**  
第六十二条（略）  
第三十二條第二号、法第百二十二條第二項、第一百十三條第二項、第一百二十五條第四項及び第百二十七條第四項において準用する場合を含む。に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされる親族に係る次に掲げる書類を、当該記載がされる障害者控除に係る障害者（確定申告書に記載された控除対象扶養親族と記載がされた者を除く、以下この項において「国外居住障害者」という。）又は当該記載がされた者（以下この項において「国外居住配偶者」という。）の各人別に確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第百九十五条の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から扶養控除の次の名目に掲げる場合に、同属同居親族に相当する金額を控除して算出した金額に、この限りでない。二（略）

④ 法第百二十二條第三号、法第百二十二條第三項、第一百十三條第二項、第一百二十五條第四項及び第百二十七條第四項において準用する場合を含む。に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされる控除対象扶養親族（以下この項において「国外居住扶養親族」という。）の各人別に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第百九十五条の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から扶養控除の次の名目に掲げる場合に、同属同居親族に相当する金額を控除して算出した金額に、この限りでない。二（略）

④ 法第百二十二條第三号、法第百二十二條第三項、第一百十三條第二項、第一百二十五條第四項及び第百二十七條第四項において準用する場合を含む。に掲げる居住者は、その年中の途中において当該申告書に記載した事項について異動を生じた後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、その異動の内容その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（改正後の③）  
（略）改正後の④

**第九十四条**（略）  
第二項（改正により追加）  
前項の規定による申告書を提出した居住者は、その年中の途中において当該申告書に記載した事項について異動を生じた後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、その異動の内容その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（改正後の③）  
（略）改正後の④



### ○登録免許税法

該各号に定める書類又は当該給与等の金額から控除された当該扶養控除の額に相当する金額に係る国外居住扶養親族以外者の次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類のうち、法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条第六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第一号イ、第一号イ若しくは若しくは第二号イに掲げる書類については、この限りでない。

一三三 略

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五・五・二六法五）附則七条（令和六・五・二五までに施行）  
・金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五・一・二九法七九）附則四〇条（令和六・一・一八までに施行）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十條、第十三條、第十五條、第十七條、第十七條の三、第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條、第三十四條の五、附則）

登記、登録、特許、免許、許可、認可認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一三三 略	略	略
三十二の二 認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報取扱受託事業者の認定	略	略
(一) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成十九年法律第二十八号）第八條第一項（認定）の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	略	略
新三三（並に追加）	略	略
(二) 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第二十八條（認定）の認定医療情報取扱受託事業者の認定	略	略
三十三 略	略	略
三十四 略	略	略
(一) 略	略	略
(二) 略	略	略
(三) 略	略	略
(四) 略	略	略

### ○租税特別措置法

(同法第二十九條の二第二項第五号登録の申請の業務の種類)の増加に係るもの、同項第六号の専ら募集取扱業務を行うために受けるもの、同法第二十九條の四の第二十項（第一種少額電子募集取扱業務）についての登録等の特例）の第一種少額電子募集取扱業務のみを行う同法第二十九條の二第一項第二号若しくは第九号の業務を行うために受けるものに限る）

四十一 略

四十二 略

四十三 略

四十四 略

四十五 略

四十六 略

四十七 略

四十八 略

四十九 略

五十 略

五十一 略

五十二 略

五十三 略

五十四 略

五十五 略

五十六 略

五十七 略

五十八 略

五十九 略

六十 略

六十一 略

六十二 略

六十三 略

六十四 略

六十五 略

六十六 略

六十七 略

六十八 略

六十九 略

七十 略

七十一 略

七十二 略

七十三 略

七十四 略

七十五 略

七十六 略

七十七 略

七十八 略

七十九 略

八十 略

八十一 略

八十二 略

八十三 略

八十四 略

八十五 略

八十六 略

八十七 略

八十八 略

八十九 略

九十 略

九十一 略

九十二 略

九十三 略

九十四 略

九十五 略

九十六 略

九十七 略

九十八 略

九十九 略

百 略

百一 略

百二 略

百三 略

百四 略

百五 略

百六 略

百七 略

百八 略

百九 略

百十 略

百十一 略

百十二 略

百十三 略

百十四 略

百十五 略

百十六 略

百十七 略

百十八 略

百十九 略

百二十 略

百二十一 略

百二十二 略

百二十三 略

百二十四 略

百二十五 略

百二十六 略

百二十七 略

百二十八 略

百二十九 略

百三十 略

百三十一 略

百三十二 略

百三十三 略

百三十四 略

百三十五 略

百三十六 略

百三十七 略

百三十八 略

百三十九 略

百四十 略

百四十一 略

百四十二 略

百四十三 略

百四十四 略

百四十五 略

百四十六 略

百四十七 略

百四十八 略

百四十九 略

百五十 略

百五十一 略

百五十二 略

百五十三 略

百五十四 略

百五十五 略

百五十六 略

百五十七 略

百五十八 略

百五十九 略

百六十 略

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・所得税法等の一部を改正する法律（令和五・三・三三法三）本則一〇条（令和七・一・施行）  
・金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五・一・二九法七九）附則四〇条（令和六・一・一八までに施行）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十條、第十三條、第十五條、第十七條、第十七條の三、第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條、第三十四條の五、附則）

(一) 不動産特定共同事業法第九條第一項（変更の認可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第五條第一項第七号（許可の申請）の不動産特定共同事業の種類)の増加に係るものに限る	略	略
(二) 略	略	略
(三) 略	略	略
(四) 略	略	略

有効な改正前規定（登録免許税法 租税特別措置法）

① 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税  
第四條の三①前条第一項に規定する勤労者が金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六條第二項に規定する勤

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略



⑧ 総務大臣は、第三十八十九条第一項又は第四百十七条第一項の規定により市町村に配分した一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額を超えることとなる場合には、総務省令で定めるところにより、第三十八十九条第一項、第三十九条又は第四百十七条第一項の規定による市町村長及び所有者に対する通知に併せて、当該合計額の合計額その他必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

道府県知事は、総務大臣がする固定資産の価額の納税者に對する通知  
第九十三条 道府県知事は、第三百八十九条第一項の規定によつて、固定資産の価額等を決定した場合において、遅滞なく、その価額等を、該固定資産の所有者に通知しなければならない。(改正後の①)  
② 改正により追加

第七十二条 (用語の意義)

一 地方関係手続電子情報処理組織 行政機関の長、地方団体の長、国税庁長官、国税局長、税務署長その他政令で定める者若しくは、ロにおいて同じ、及び機構並びにイに掲げる通知を行う者及びロに掲げる通知を受ける者使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。  
イ この法律又はこれに基づき命令若しくは条例若しくは規則(ロにおいて、地方税関係法令という)の規定に基づき、地方団体の長に対して行われる申告、申請、届出その他(ロに掲げるものを除く)。

二、三 (略)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽  
・金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和五・一・一・九法七九 附則四九条、令和六・一・一・二八まで)に施行  
・大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五・一・二・三法八四 附則一条三号(令和六・一・一・一五まで)に施行)

別表 第二条関係

- 十九九(略)  
一 大塚取締法(昭和十三年法律第百二十四号)第六章に規定する罪  
四一 金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十年法律第百一十号)第六章に規定する罪  
四九一(略)

○道路交通法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽  
・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和五・六・一六法五〇 附則一四条(令和六・六・一五まで)に施行)

第九十七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という)の運転  
(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等)の運転  
第九十七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という)の運転免許を除く。条約附屬書若しくは条約附屬書十に定める様式に合致したものの(以下「条約」)において、国際運転免許証(以下「条約」)又は自動車等の運転に本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る)の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という)を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいづれかに該当する者を除く)は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸し、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)に基づき住民基本台帳に登録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認(同法第六十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第六十二条第二項)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む)の規定により出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による再入国の許可を受け、法第六十一条第二項の十二の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く(第四百七条の二第二項第一号において同じ)をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という)で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客運送を目的で、旅客自動車運送若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車

を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。





有効な改正前規定 (出入国管理及び難民認定法)

第四四条 入国審査官は、第三十九条第一項の規定により審査者を受容したときは、審査者の身体を拘束した時から四十八時間以内、調査及び証拠とともに、当該審査者を入国審査官に引き渡さなければならない。

第四四条の九 (改正により追加)

第四五条 (入国審査官の審査) 前条の規定により審査者の引渡しを受けたときは、審査者が退去強制対象者(第二十四条のい)

ずれかに該当し、かつ、退去強制命令対象者に該当しない外国人(以下同じ)に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

② 略

(審査後の手続)

第七七条(一) 入国審査官は、審査の結果、審査者が第十四号各号のい(以下同じ)に該当しないことと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

② 略

③ 略

④ 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該審査者に対し、第十四条の規定による口頭審理の請求をすることができ、その旨を知らなければならない。

⑤ 第三項の場合において、審査者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書を書き、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を作成しなければならない。

⑥ 改正により追加

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

⑨ 前項の通知を受けた場合において、当該審査者が前項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書を書き、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を作成しなければならない。

第四九条(申出) (略)

第四九条(申出) (略)

第五〇条(申出) (略)

第五一条(申出) (略)

第五二条(申出) (略)

第五三条(申出) (略)

第五四条(申出) (略)

第五五条(申出) (略)

第五六条(申出) (略)

第五七条(申出) (略)

第五八条(申出) (略)

第五九条(申出) (略)

第六〇条(申出) (略)

第六一条(申出) (略)

第六二条(申出) (略)

第六三条(申出) (略)

第六四条(申出) (略)

第六五条(申出) (略)

第六六条(申出) (略)

第六七条(申出) (略)

第六八条(申出) (略)

第六九条(申出) (略)

第七〇条(申出) (略)

第七一条(申出) (略)

第七二条(申出) (略)

第七三条(申出) (略)

第七四条(申出) (略)

第七五条(申出) (略)

第七六条(申出) (略)

第七七条(申出) (略)

第七八条(申出) (略)

第七九条(申出) (略)

第八〇条(申出) (略)

第八一条(申出) (略)

第八二条(申出) (略)

第八三条(申出) (略)

第八四条(申出) (略)

第八五条(申出) (略)

第八六条(申出) (略)

第八七条(申出) (略)

第八八条(申出) (略)

第八九条(申出) (略)

第九〇条(申出) (略)

の申出理由がある旨の裁とみなす。

(退去強制令書の執行)

第五二条(退去強制令書の執行) 第四十八条第九項若しくは第四十九条第九項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づき、退去強制令書の手続において、年数及び日数、退去強制令書に、退去強制を受ける者の氏名、年数及び日数、退去強制の理由、送還先、発付年月日その他法令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに署名押印しなければならない。

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

(退去強制令書の執行)

百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭義務その他必要と認められる条件を付して、その者を放免することとする。

(仮放免の取消)

第五五条(仮放免の取消) 入国者取容所長又は主任審査官は、仮放免された者が逃亡し、逃去するに疑い足る相当の理由があり、正当な理由がなく呼出に応ずる、その他仮放免に付する条件に違反したときは、仮放免を取り消すことができる。

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

(仮放免の取消)

第五五条(仮放免の取消)

第五六条(仮放免の取消)

第五七条(仮放免の取消)

第五八条(仮放免の取消)

第五九条(仮放免の取消)

第六〇条(仮放免の取消)

第六一条(仮放免の取消)

第六二条(仮放免の取消)

第六三条(仮放免の取消)

第六四条(仮放免の取消)

第六五条(仮放免の取消)

第六六条(仮放免の取消)

第六七条(仮放免の取消)

第六八条(仮放免の取消)

第六九条(仮放免の取消)

第七〇条(仮放免の取消)

第七一条(仮放免の取消)

第七二条(仮放免の取消)

第七三条(仮放免の取消)

第七四条(仮放免の取消)

第七五条(仮放免の取消)

第七六条(仮放免の取消)

第七七条(仮放免の取消)

第七八条(仮放免の取消)

第七九条(仮放免の取消)

第八〇条(仮放免の取消)

第八一条(仮放免の取消)

第八二条(仮放免の取消)

第八三条(仮放免の取消)

第八四条(仮放免の取消)

第八五条(仮放免の取消)

第八六条(仮放免の取消)

第八七条(仮放免の取消)

第八八条(仮放免の取消)

第八九条(仮放免の取消)

第九〇条(仮放免の取消)

第九一条(仮放免の取消)

第九二条(仮放免の取消)

第九三条(仮放免の取消)

第九四条(仮放免の取消)

第九五条(仮放免の取消)

第九六条(仮放免の取消)

第九七条(仮放免の取消)

第九八条(仮放免の取消)



有効な改正前規定（出入国管理及び難民認定法）

八号）第八條第一項本文の期間は、第六十條の二第二項若しくは第五項又は第六十一條の七第三項の規定による通知を受けた日から七日とする。

⑥ 在留書略

読替えられる字句	読み替えられる字句
読替えられる字句	読み替えられる字句
行政不服審査法の規定	

第八條（略）  
第九條（略）  
第十條（略）

第十三條（略）  
第十四條（略）  
第十五條（略）

第十六條（略）  
第十七條（略）  
第十八條（略）

第十九條（略）  
第二十條（略）  
第二十一條（略）

第二十二條（略）  
第二十三條（略）  
第二十四條（略）

第二十五條（略）  
第二十六條（略）  
第二十七條（略）

第二十八條（略）  
第二十九條（略）  
第三十條（略）

第三十一條（略）  
第三十二條（略）  
第三十三條（略）

第三十四條（略）  
第三十五條（略）  
第三十六條（略）

第三十七條（略）  
第三十八條（略）  
第三十九條（略）

申請に基づき、六月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。

⑦ 在留書略

読替えられる字句	読み替えられる字句
読替えられる字句	読み替えられる字句
行政不服審査法の規定	

第八條（略）  
第九條（略）  
第十條（略）

第十三條（略）  
第十四條（略）  
第十五條（略）

第十六條（略）  
第十七條（略）  
第十八條（略）

第十九條（略）  
第二十條（略）  
第二十一條（略）

第二十二條（略）  
第二十三條（略）  
第二十四條（略）

第二十五條（略）  
第二十六條（略）  
第二十七條（略）

第二十八條（略）  
第二十九條（略）  
第三十條（略）

第三十一條（略）  
第三十二條（略）  
第三十三條（略）

第三十四條（略）  
第三十五條（略）  
第三十六條（略）

第三十七條（略）  
第三十八條（略）  
第三十九條（略）

十條の二の四第一項の規定する事実の調査を行うこと。

⑧ 在留書略

読替えられる字句	読み替えられる字句
読替えられる字句	読み替えられる字句
行政不服審査法の規定	

第八條（略）  
第九條（略）  
第十條（略）

第十三條（略）  
第十四條（略）  
第十五條（略）

第十六條（略）  
第十七條（略）  
第十八條（略）

第十九條（略）  
第二十條（略）  
第二十一條（略）

第二十二條（略）  
第二十三條（略）  
第二十四條（略）

第二十五條（略）  
第二十六條（略）  
第二十七條（略）

第二十八條（略）  
第二十九條（略）  
第三十條（略）

第三十一條（略）  
第三十二條（略）  
第三十三條（略）

第三十四條（略）  
第三十五條（略）  
第三十六條（略）

第三十七條（略）  
第三十八條（略）  
第三十九條（略）

第六十條の七の二（一）法務省令で定める出入国在留管理官若しくは出入国取容所等視察委員会（以下「委員会」という。）を置く。

⑨ 在留書略

読替えられる字句	読み替えられる字句
読替えられる字句	読み替えられる字句
行政不服審査法の規定	

第八條（略）  
第九條（略）  
第十條（略）

第十三條（略）  
第十四條（略）  
第十五條（略）

第十六條（略）  
第十七條（略）  
第十八條（略）

第十九條（略）  
第二十條（略）  
第二十一條（略）

第二十二條（略）  
第二十三條（略）  
第二十四條（略）

第二十五條（略）  
第二十六條（略）  
第二十七條（略）

第二十八條（略）  
第二十九條（略）  
第三十條（略）

第三十一條（略）  
第三十二條（略）  
第三十三條（略）

第三十四條（略）  
第三十五條（略）  
第三十六條（略）

第三十七條（略）  
第三十八條（略）  
第三十九條（略）

⑩ 在留書略

読替えられる字句	読み替えられる字句
読替えられる字句	読み替えられる字句
行政不服審査法の規定	

第八條（略）  
第九條（略）  
第十條（略）

第十三條（略）  
第十四條（略）  
第十五條（略）

第十六條（略）  
第十七條（略）  
第十八條（略）

第十九條（略）  
第二十條（略）  
第二十一條（略）

第二十二條（略）  
第二十三條（略）  
第二十四條（略）

第二十五條（略）  
第二十六條（略）  
第二十七條（略）

第二十八條（略）  
第二十九條（略）  
第三十條（略）

第三十一條（略）  
第三十二條（略）  
第三十三條（略）

第三十四條（略）  
第三十五條（略）  
第三十六條（略）

第三十七條（略）  
第三十八條（略）  
第三十九條（略）





有効な改正前規定（入国管理特例法）

### ○日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の部を改正する法律（令和五・六・一六法五六）本則三（令和六・六・一五までに施行）

#### （本人の出張義務と代理人による届出等）

第九條①（略）  
特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら届出等をする事ができない場合には、当該届出等して当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位によつて当該特別永住者に代わつてしななければならない。  
（一四）（略）

#### （退去強制の特例）

第三條①②（略）  
③ 特別永住者に関しては、入管法第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項、第四十七條第三項、第四十八條第六項、第四十九條第四項及び第六十二條第三項中「第二十四條各号」とあり、入管法第四十五條第一項中「退去強制対象者（第二十四條各号のいずれかに該当し、かつ、出入国命令対象者が該当しない外国人をいう。）」とあり、並びに入管法第四十七條第三項、第五十五條の二第四項及び第六十三條第一項中「退去強制対象者」とあるのは、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十二條第一項各号」とする。

有効な改正前規定（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

### ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・麻取締法及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五・一二・三法八四）附則一六條（令和六・一二・二までに施行）

#### （定義等）

第二條①（住書略）  
一、二（略）  
三、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二條第一号に規定する麻薬  
②③（略）

有効な改正前規定（国立大学法人法）

### ○国立大学法人法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五・一二・二〇法八八）本則二條（令和六・一〇・一施行）

#### 第二章 節

##### 第一款 役員及び職員

##### 第一目名 改正により追加

#### （役員の職務及び権限）

第一條①（略）  
③（住書略）  
一、中期目標についての意見、国立大学法人等が第三十條第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下  
二、一五（略）  
④⑤（略）

#### 第一章 節

##### 第二款 経営協議会等 改正により閉られた

#### 第二章 第一節 第一款

第三目名 改正により追加  
第二目名 第二條の二  
第一目名 第二條の九  
（改正により追加）

#### 第一章 節

##### 第三款名（略、改正後の第一款名）

#### （違法行為等の是正）

第五條① 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をしておそれがあるとするときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。  
②（略）

第八條 第十八條（第二十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九條 準用通則法第六十四條第一項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四〇條① 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。  
一、一三（略）  
四、第十條第七項若しくは第八項若しくは第十五條第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九條第三項の規定による調査を妨げたとき  
五、一二（略）  
②（略）

#### 附則 第四條（改正により追加）

### ○特定融資枠契約に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五・二・二九法七九 附則五 一条（令和六・一・二八までに施行）

（定義）  
第一条①（往書略）

イ 金融商品取引法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）

②（略）  
九十三（略）

### ○社債、株式等の振替に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五・一・二九法七九 附則五 三条（令和六・一・二八までに施行）  
・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五・二・二九法八〇 本則一条（令和六・一・二八までに施行）

（定義）  
第一条①（往書略）

一七（略）

新十の二（改正より追加）  
十七の二（略 改正後の十七の三）  
十七の二（略 改正後の十七の三）

①（略）

#### 業務規程

②（略）

② 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十三号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、金融商品取引法第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三号において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保証に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じた当該加入者に対して負う（中略）第四百四十七條第一項（中略）、第四百四十八條第二項（中略）に規定する義務の全部の履行を連帯し保証するを含むものでなければならない。

#### （口座管理機関の口座の開設）

第四条①（往書略）

一 金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者、額電子募集取扱業者を除く。）に限る。

②（略）

（会社が株主等の口座を知ることができない場合に関する手続）

第三条① 会社が特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の条において一月前までに当該振替株式の株主又は登録株式質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

- 一 前号の株主又は登録株式質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨
- 二、三、四（略）

③ 第一項第一号の株主又は登録株式質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知しなかつた場合は、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該株主又は当該登録株式質権者のために振替株式の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該株主又は当該登録株式質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

④（略）

#### 第二九〇条（往書略）

①（略）  
② 第五百十一条第一項（同条第八項（中略）において準用する場合を含む）、第五百十一条第六項（同条第八項及び第五百五十四條第五項（中略）において準用する場合を含む）、第五百五十四條第三項（中略）、第五百八十六條第一項（同条第五項（中略）において準用する場合を含む）、第五百八十六條第四項（同条第五項（中略）において準用する場合を含む）又は第五百八十八條第一項若しくは第四項（これらの規定を同条第五項（中略）において準用する場合を含む）の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

有効な改正前規定（特定融資枠契約に関する法律 社債、株式等の振替に関する法律）



二百第四  
十九号に  
若しくは  
定める業  
務のうち  
特定受任  
行為の  
代理等に  
係るもの

### ○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する法律(令和五・六・一六法五六) 附則三(令和六・六・一五までに施行)

#### 第(定)条(略)

②この法律において「無免許運転」とは、法令の規定による運転の免許を受けている者が道路交通法第七十二条の規定により国際運転免許若しくは外国運転免許を運転することができなくなつていて、かつ、当該免許を受けようとする者が、当該免許を受けるに足りる運転の技能を有しない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む)又は当該国際運転免許若しくは外国運転免許を所持しないで、同法第十八条第一項号から第四号までのいずれかに該当する場合又は本邦に上陸し、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認(同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可)又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第二項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に滿たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を適当とし、この日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む)、「道路」道路交通法第一条第一項第一号に規定する道路をいう。において「運転すること」をいう。

### ○麻薬及び向精神薬取締法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五・二・二八法八四) 本則三(令和六・二・二二までに施行)

#### 第(用)条(略)

#### 第(用)条(略)

一 麻薬、別表第一に掲げる物をいう。  
二 一(改正により追加)  
二四 略  
二五 家庭麻薬、別表第二第七十六号に規定する物をいう。  
二六 略  
二七 麻薬小売業者、都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん(以下「麻薬処方せん」という)により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。  
二八 麻薬施用者、都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを受付する者をいう。  
二九 一、二、三、略  
三〇 麻薬、大麻又はあへんの毒性中毒をいう。  
三一 三、向精神薬小売業者、都道府県知事の免許を受けて、向精神薬を記載した処方せん(以下「向精神薬処方せん」という)により調剤された向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう。  
三二 四、四十三、略  
三三 四、四十三、略  
三四 一、四、略  
三五 改正により追加  
三六 改正により追加  
三七 改正により追加

#### 四、五(略)

新六(改正により追加)  
八(改正後の七)  
八(改正により追加)

#### 第(用)条(略)

#### 第(用)条(略)

一 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を麻薬施用に用いる必要がなくつた場合において、その麻薬を麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。  
二 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続人に代つて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理し、又は麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。  
三 麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に譲り渡すとき。  
四 改正により追加  
五 前項ただし書の規定は、施用のため交付された麻薬が第二十七項第一項第三項号から第五項の規定に違反して交付されたものであるが、第三項号又は第五項号が同項第三項号又は第五項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。  
六 略  
七 略  
八 略  
九 略  
一〇 略  
一一 略  
一二 略  
一三 略  
一四 略  
一五 略  
一六 略  
一七 略  
一八 略  
一九 略  
二〇 略  
二一 略  
二二 略  
二三 略  
二四 略  
二五 略  
二六 略  
二七 略  
二八 略  
二九 略  
三〇 略  
三一 略  
三二 略  
三三 略  
三四 略  
三五 略  
三六 略  
三七 略  
三八 略  
三九 略  
四〇 略  
四一 略  
四二 略  
四三 略  
四四 略  
四五 略  
四六 略  
四七 略  
四八 略  
四九 略  
五〇 略  
五一 略  
五二 略  
五三 略  
五四 略  
五五 略  
五六 略  
五七 略  
五八 略  
五九 略  
六〇 略  
六一 略  
六二 略  
六三 略  
六四 略  
六五 略  
六六 略  
六七 略  
六八 略  
六九 略  
七〇 略  
七一 略  
七二 略  
七三 略  
七四 略  
七五 略  
七六 略  
七七 略  
七八 略  
七九 略  
八〇 略  
八一 略  
八二 略  
八三 略  
八四 略  
八五 略  
八六 略  
八七 略  
八八 略  
八九 略  
九〇 略  
九一 略  
九二 略  
九三 略  
九四 略  
九五 略  
九六 略  
九七 略  
九八 略  
九九 略  
一〇〇 略

有効な改正前規定(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 麻薬及び向精神薬取締法)



るの罪に限る。)、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法(昭和十二年法律百三十一号)の規定による司法警察員と職務を以て職務を有する者(第七)麻薬取締官及び相互に協力しなげばならない。司法警察員又は司法警察員として職務を有する者は、小型武器を携帯することができない。

八(入院措置)

第十八条(一) 都道府県知事は、第五十八條の六第一項の規定による精神保健指定の診断の結果、当該受診者が麻薬中毒であり、かつ、その者の症状、性及び環境に照らしてその者を入院させざるべきは麻薬中毒のために麻薬大層又はその者の施用を繰り返すおそれがあるに認められたときは、その者を厚生労働省で定める病院以下、麻薬中毒者治療施設という(五)に入院せしむる必要を医療を行うことができる。

同一人以上の資格を有する場合の取扱い

第六二条(一) 同一人以上の麻薬営業者の免許を有する場合又は麻薬業者が同時に麻薬施設設置の認可者若しくは麻薬研究施設設置の設置者兼場合には、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬診療施設を開設し、若しくは二以上の麻薬研究施設を設置する場合又は麻薬施設設置の開設者若しくは麻薬研究施設設置の認可者兼場合と同様とする。

第六四条(一) (略)

② 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上以上の懲役に処し、又は情状により一年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処す。

第六四条(二) (略)

② 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の懲役に処し、又は情状により一年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処す。

第六四条(三) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の懲役に処し、又は情状により一年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処す。

第六九条(一) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の懲役に処し、又は情状により五年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処す。

第六九条(二) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の懲役に処し、又は情状により五年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処す。

第六九条(三) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の懲役に処し、又は情状により五年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処す。

第六五(一) 次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処す。  
一 ジアセチルモルヒネ等以外麻薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者(第十九条第一号から第三号までに該当する者を除く。)(略)

第六六(一) (略)

② 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(二) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(三) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(四) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(五) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(六) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(七) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(八) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(九) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(十) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(十一) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第六六(十二) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

二 第十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸出した者  
三 第二十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬又は家庭麻薬を製造した者  
四 第三十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を製し、又は小分けした者  
五 第三十五条第一項の規定に違反した者  
六 第三十九条第一項の規定に違反した者  
七 第四十一条第一項の規定に違反した者

第七〇条(一) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(二) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(三) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(四) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(五) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(六) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(七) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(八) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(九) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(十) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(十一) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七〇条(十二) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

十八 第五七条の十八において準用する第二十九条の二の規定に違反した者  
十九 第五七条の十九から第五十条の四十一までの規定による命令に違反した者  
二十 第五十一条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者  
二十一 第五十八条の十九の規定に違反した者

第七二条(一) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(二) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(三) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(四) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(五) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(六) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(七) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(八) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(九) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(十) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(十一) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

第七二条(十二) (略)

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処す。

有効な改正前規定（あへん法

- 五十条の十四の規定に違反した者
- 第二十五条の二十四第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第五十条の二十六の規定に違反した者
- 四 第五十条の二十九から第五十条の三十二まで又は第五十条の三十三第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第五十条の三十四第一項の規定に違反して、記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- 六 第五十条の三十四第二項の規定に違反して、記録の保存をしないかつた者
- 七 第五十条の三十五において準用する第十九条の二の規定に違反した者
- 八 第五十条の三十八第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは悪隠しした者

別第一（第一條関係）

- 新四十一（第一條関係）
- 新四十二（第一條関係）
- 新四十三（第一條関係）
- 新四十四（第一條関係）
- 新四十五（第一條関係）
- 新四十六（第一條関係）
- 新四十七（第一條関係）
- 新四十八（第一條関係）
- 新四十九（第一條関係）
- 新五十（第一條関係）
- 新五十一（第一條関係）
- 新五十二（第一條関係）
- 新五十三（第一條関係）
- 新五十四（第一條関係）
- 新五十五（第一條関係）
- 新五十六（第一條関係）
- 新五十七（第一條関係）
- 新五十八（第一條関係）
- 新五十九（第一條関係）
- 新六十（第一條関係）
- 新六十一（第一條関係）
- 新六十二（第一條関係）
- 新六十三（第一條関係）
- 新六十四（第一條関係）
- 新六十五（第一條関係）
- 新六十六（第一條関係）
- 新六十七（第一條関係）
- 新六十八（第一條関係）
- 新六十九（第一條関係）
- 新七十（第一條関係）
- 新七十一（第一條関係）
- 新七十二（第一條関係）
- 新七十三（第一條関係）
- 新七十四（第一條関係）
- 新七十五（第一條関係）
- 新七十六（第一條関係）
- 新七十七（第一條関係）
- 新七十八（第一條関係）
- 新七十九（第一條関係）
- 新八十（第一條関係）
- 新八十一（第一條関係）
- 新八十二（第一條関係）
- 新八十三（第一條関係）
- 新八十四（第一條関係）
- 新八十五（第一條関係）
- 新八十六（第一條関係）
- 新八十七（第一條関係）
- 新八十八（第一條関係）
- 新八十九（第一條関係）
- 新九十（第一條関係）
- 新九十一（第一條関係）
- 新九十二（第一條関係）
- 新九十三（第一條関係）
- 新九十四（第一條関係）
- 新九十五（第一條関係）
- 新九十六（第一條関係）
- 新九十七（第一條関係）
- 新九十八（第一條関係）
- 新九十九（第一條関係）
- 新百（第一條関係）

大麻草の栽培の規制に関する法律

○あへん法

- 令和六年四月一日以降有効な旧規定
- 改正法令一覽
- 大麻取締法及び大麻並びに向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五・一・二・三法八四）附則一条二号（令和六・一・二・一）まで施行

第四條 往書略

- 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

○大麻草の栽培の規制に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
- 大麻取締法及び大麻並びに向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五・一・二・三法八四）本則一条（令和六・一・二・一）まで施行

第一章 総則

- 第一条（総則）この法律で「大麻」とは、大麻草（カンベシ・サティ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草が成熟した茎及びその製品（樹脂を除く）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。
- 第二条（大麻取締者、大麻栽培者、大麻研究者）この法律で「大麻取締者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。「大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受け、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者を用い、
- ③ この法律で「大麻研究者」とは、都道府県知事の免許を受け、大麻草を栽培し、又は大麻を栽培し、又は大麻を研究する目的で、大麻草を栽培し、又は大麻を栽培し、又は大麻を研究する者を用い、
- 第三条（大麻取扱者以外の者の所持、栽培、譲渡等の禁止）大麻所持者の目的外使用の禁止 ① 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のために使用してはならない。
- ② この法律の規定により大麻を所持することができる者は、大麻を所持する目的以外の目的に使用してはならない。
- 第四条（禁止行為）① 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

第二章 免許

- 第五（免許） ① 大麻取扱者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の免許を受けなければならない。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。
- 一 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 未成年者
- 四 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定められたもの
- 第六（大麻取扱者名簿） ① 都道府県に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。
- ② 前項の規定により登録すべき事項は、厚生労働省令でこれを定める。
- 第七（免許証） ① 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与えるときは、大麻取扱者名簿に登録し、大麻取扱者免許証を交付する。
- ② 前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸付してはならない。

第九條 罰則

- 第一（免許の有効期間） ① 大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。
- 第二（登録の抹消） ① 大麻取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。
- ② 大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続人（相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人又は相続財産の清算人）又は清算人は、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。
- ③ 都道府県知事は、第一項の申請又は前項の届出があつたときは、大麻取扱者名簿の登録を抹消する。
- ④ 大麻取扱者は、大麻取扱者免許が第十八条の規定により取り消され、その他その効力を失つたときは、大麻取扱者免許証を都道府県知事に返納しなければならない。
- ⑤ 大麻取扱者は、大麻取扱者名簿の登録事項に変更を生じるときは、十五日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
- ⑥ 大麻取扱者は、免許証を、損し、又は失失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に再交付を申請しなければならない。





有効な改正前規定（麻薬及び向精神薬取締法等特例法 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律）

### ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五・二・一三法八四）附則一八条（令和六・一・二・二までに施行）

#### （趣旨）

第一条 この法律は、薬物犯罪による薬物犯罪収益等を剥奪すること等により、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因を国際的な協力の下に除去することの重要性に鑑み、並びに規制薬物に係る不正行為を助長する行為の防止を図り、及びこれに関する国際約束の適確な実施を確保するため、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）**・**大麻取締法（昭和十三年法律百二十四号）**・**あへん法（昭和十九年法律第七十一号）**・**及び覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に定めるもののほか、これらの法律その他の関係法律の特例その他必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第一条 この法律において「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、大麻取締法に規定する大麻、あへん法に規定するあへん及びけしから並びに覚醒剤取締法に規定する覚醒剤をいう。

#### （目次）

- 一・二（略）
- 三 大麻取締法第二十四条 第二十四条の二又は第二十四条の七の罪
- 四・五（略）
- 六 麻薬及び向精神薬取締法第六十七条若しくは第六十九条の二、大麻取締法第二十四条の四、あへん法第五十三条又は覚醒剤取締法第四十一条の罪
- 七 麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の六、あへん法第五十四条の二又は覚醒剤取締法第四十一条の罪

#### ③

（業として行う不法輸入等）

第五条 次に掲げる行為を業とした者（これらの行為と第八条の罪に当たる行為を併せてすることを業とした者を含む）は、無期又は五年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

- 一（略）
- 二 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二（所持に係る部分を除く）の罪に当たる行為をすること
- 三・四（略）

### ○薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

- ・大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五・二・一三法八四）附則二五条（令和六・一・二・二までに施行）

#### （定義）

第一条 この法律において「規制薬物等」とは、大麻取締法（昭和二十三年法律百二十四号）に規定する大麻、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三十三号）第三条の三に規定する興奮、幻覚又は麻酔的作用を有する毒物及劇物（これらを含む）であつて同条の政令で定めるもの、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬並びにあへん法（昭和十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしからをいう。

#### ②

- 一（略）
- 二 大麻取締法第二十四条の二第一項所持に係る部分に限るの罪又はその未遂罪（改正により廃られた）
- 三 一六（略）改正後の一五

### ○刑事訴訟法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覧
- ・刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五・五・一七法二）
- 八）本則一条（令和六・五・一六までに施行）
- ・大麻取締法及び大麻薬取締法の一部を改正する法律（令和五・二・一三法八四）附則二条号（令和六・二・一）までに施行）

第九八条の四 第九八条の二（改正により追加）

第九五〇条の二（合意の内容・対象犯罪）①（略）

②（任意略）

③（略）

④（略）

イ 略

ロ 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）

ハ一ナ 略

五 略

⑤（略）

### ○刑事訴訟規則

令和六年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覧
- ・刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和五・二・二五）
- 最長裁規〇）本則一条（令和六・五・一六までに施行）

第八七条 保釈の保証書の記載事項・法第九十四條

を納める旨を記載しなければならない（改正後の①）

②（改正により追加）

第九一一条の三（略）

第九一一条の二（略）

第九一一条の三（略）

第九一一条の四（略）

第九一一条の五（略）

第九一一条の六（略）

第九一一条の七（略）

第九一一条の八（略）

第九一一条の九（略）

第九一一条の十（略）

第九一一条の十一（略）

第九一一条の十二（略）

第九一一条の十三（略）

第九一一条の十四（略）

第九一一条の十五（略）

第九一一条の十六（略）

第九一一条の十七（略）

第九一一条の十八（略）

第九一一条の十九（略）

第九一一条の二十（略）

第九一一条の二十一（略）

第九一一条の二十二（略）

第九一一条の二十三（略）

第九一一条の二十四（略）

第九一一条の二十五（略）

第九一一条の二十六（略）

第九一一条の二十七（略）

第九一一条の二十八（略）

第九一一条の二十九（略）

第九一一条の三十（略）

第九一一条の三十一（略）

第九一一条の三十二（略）

第九一一条の三十三（略）

第九一一条の三十四（略）

第九一一条の三十五（略）

第九一一条の三十六（略）

第九一一条の三十七（略）

第九一一条の三十八（略）

第九一一条の三十九（略）

### ○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覧
- ・大麻取締法及び大麻薬取締法の一部を改正する法律（令和五・二・一三法八四）附則二条（令和六・二・一）までに施行）

別表第一（第三条、第十五条関係）

① 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四條

（栽培、輸入等）又は第二十四條の二（所持、譲渡）等の

罪

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

二一九 略

### ○国際受刑者移送法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覧
- ・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五・六・二六法五乙）附則二七条（令和六・六・一五までに施行）

出入国管理及び難民認定法の特則

①（略）

② 第三十四條第二項の命令により本邦から出国した送出国者

に対して入管法第四十七條第五項、第四十八條第九項又は第四

十九條第六項の規定により退去強制令書が交付されていた場合

には、当該送出国者、同法第五條第一項第五号の二、第九

号及び第十号の適用については、当該退去強制令書により本邦

からの退去を強制された者とみなす。この場合において、同法

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

第五條第一項第九号中「退去した」とあるのは「出国した」と

読み替えるものとする。

# 有効な改正前規定（労働施策総合推進法） ○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令

・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する法律（令和五・六・二六法五〇）附則二五条（令和六・六・一五まで）（施行）

## （外国人雇用状況の届出等）

第八案① 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離脱した場合には、厚生労働省で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、出入国管理及び難民認定法第二十一条に規定する在留資格をいう。次項において同じ。在留期間（同条第三項に規定する在留期間をい）その他厚生労働省で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

# ○国民年金法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令

・府手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五・六・九法四〇）附則三条（令和六・二・二二施行）

## （保険料の納付委託）

第九案の三① 次に掲げる者は、被保険者第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入日に、第二号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法附則第三十三法律第九十二条第九第十項の規定により滞納の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は委託として、いものに限る。の委託を受け、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という）を行うことができる。

一、二（略）  
三、厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村を、改正により前られた

② 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第二号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。

④（略）

## 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第九案の四（柱書略）

第十九条第九十二條の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項の規定による届出の受理  
二十三条三十八（略）

## 機構への事務の委託

第九案の〇（柱書略）

二十九条第九十一條の三第二項第一号の規定による指定に係る事務（第九九條の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く）  
三十四條十二（略）

②（略）

# ○厚生年金保険法（健康保険法）

令和六年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五法四〇）本則〇条（令和六・一・〇一施行）

## 附則（平成二四・八・二二法六）

### （厚生年金保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第七案①（略）  
② この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に雇用される特定労働者（七十歳未満の者のうち、厚生年金保険法第三十二条号のいずれにも該当しないものであつて、総数四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。（略）の総数が常時百人を超えるもの各適用事業所をいう。

③ 改正により追加

# ○健康保険法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五法四〇）本則〇条（令和六・一・〇一施行）

## 附則（平成二四・八・二二法六）

### （健康保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第六案①（略）  
② この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に雇用される特定労働者の総数が常時百人を超えるもの各適用事業所をいう。





# ○高齢者の医療の確保に関する法律

令和六年四月一日以降効力発効規定

改正法令一覧  
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令五五・六・九四八）  
（本則二条（令六八・二二）施行）

## （届出等）

### 第四十条（略）

③ 被保険者は、後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

### 第四十一条（略）

④ 後期高齢者医療広域連合は、保険料を納付している被保険者（原住高齢者）に対する援用を認めることができる。

⑤ 原住高齢者に対する援用を認めることができる期間は、前項第七十七号に定める一般疾病医療費の支給その他の厚生労働省令で定める被保険者の納期日から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合において、当該被保険者の滞納につき災害その他その他の政令で定める特別の事情があるとき限りである。

⑥ 前二項の規定により被保険者証の返還を求めた被保険者により、当該被保険者に対し当該被保険者証を返還しなればならない。改正により削られた。

⑦ 前項の規定により被保険者証を返還したときは、後期高齢者医療広域連合は、当該被保険者に対し、被保険者資格証明書等の交付を求めなければならない。改正により削られた。

⑧ 後期高齢者医療広域連合は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が滞り、災害その他その他の政令で定める特別の事情があるときは、当該被保険者に対し、被保険者証を交付する。改正により削られた。

⑨ 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めることにより、速やかに、後期高齢者医療広域連合に被保険者証を返還しなければならない。改正により削られた。

⑩ 前各項を改正するもののほか、被保険者に関する届出並りに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。改正後の⑦

（療養の給付）

第七十三条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に関し、次に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（療養の給付）

第七十四条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の疾病又は負傷に関し、次に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（十一） 略

（十二） 略

（十三） 略

（十四） 略

（十五） 略

（十六） 略

（十七） 略

（十八） 略

（十九） 略

（二十） 略

（二十一） 略

（二十二） 略

（二十三） 略

（二十四） 略

（二十五） 略

（二十六） 略

（二十七） 略

（療養の給付）

第七十五条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けている被保険者機関等について診療又は療養の給付を受けることができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（十一） 略

（十二） 略

（十三） 略

（十四） 略

（十五） 略

（十六） 略

（十七） 略

（十八） 略

（十九） 略

（二十） 略

（二十一） 略

（二十二） 略

（二十三） 略

（二十四） 略

（二十五） 略

（二十六） 略

（二十七） 略

（療養の給付）

第七十六条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けている被保険者機関等について診療又は療養の給付を受けることができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（十一） 略

（十二） 略

（十三） 略

（十四） 略

（十五） 略

（十六） 略

（十七） 略

（十八） 略

（十九） 略

（二十） 略

（二十一） 略

（二十二） 略

（二十三） 略

（二十四） 略

（二十五） 略

（二十六） 略

（二十七） 略

（療養の給付）

第七十七条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けている被保険者機関等について診療又は療養の給付を受けることができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（十一） 略

（十二） 略

（十三） 略

（十四） 略

（十五） 略

（十六） 略

（十七） 略

（十八） 略

（十九） 略

（二十） 略

（二十一） 略

（二十二） 略

（二十三） 略

（二十四） 略

（二十五） 略

（二十六） 略

（二十七） 略

（療養の給付）

第七十八条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けている被保険者機関等について診療又は療養の給付を受けることができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（十一） 略

（十二） 略

（十三） 略

（十四） 略

（十五） 略

（十六） 略

（十七） 略

（十八） 略

（十九） 略

（二十） 略

（二十一） 略

（二十二） 略

（二十三） 略

（二十四） 略

（二十五） 略

（二十六） 略

（二十七） 略

（療養の給付）

第七十九条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けている被保険者機関等について診療又は療養の給付を受けることができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（十一） 略

（十二） 略

（十三） 略

（十四） 略

（十五） 略

（十六） 略

（十七） 略

（十八） 略

（十九） 略

（二十） 略

（二十一） 略

（二十二） 略

（二十三） 略

（二十四） 略

（二十五） 略

（二十六） 略

（二十七） 略

（療養の給付）

第八十条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けている被保険者機関等について診療又は療養の給付を受けることができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（十一） 略

（十二） 略

（十三） 略

（十四） 略

（十五） 略

（十六） 略

（十七） 略

（十八） 略

（十九） 略

（二十） 略

（二十一） 略

（二十二） 略

（二十三） 略

（二十四） 略

（二十五） 略

（二十六） 略

（二十七） 略

（療養の給付）

第八十一条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けている被保険者機関等について診療又は療養の給付を受けることができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（十一） 略

（十二） 略

（十三） 略

（十四） 略

（十五） 略

（十六） 略

（十七） 略

（十八） 略

（十九） 略

（二十） 略

（二十一） 略

（二十二） 略

（二十三） 略

（二十四） 略

（二十五） 略

（二十六） 略

（二十七） 略

（療養の給付）

第八十二条（略）

② 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けている被保険者機関等について診療又は療養の給付を受けることができる。ただし、当該被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（一） 略

（二） 略

（三） 略

（四） 略

（五） 略

（六） 略

（七） 略

（八） 略

（九） 略

（十） 略

（十一） 略

（十二） 略

（十三） 略

（十四） 略

（十五） 略

（十六） 略

（十七） 略

（十八） 略

（十九） 略

（二十） 略

（二十一） 略

（二十二） 略

有効な改正前規定（医薬品医療機器等品質確保法（匿名加工医療情報に関する法律））

（事務的分派）

- 第六五条 第四十四条第四項（第百一十四条、第百二十四条の八及び附則第十四条において準用する場合を含む）、第六十条第一項及び第二項、第六十六條第一項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六條第六項及び第八十一条第二項において準用する場合を含む）、及び第二項（第七十二條第二項、第七十四條第十項、第七十五條第七項、第七十六條第六項及び第七十八條第二項において準用する場合を含む）、第七十七條第二項、第七十八條第二項、第七十九條第一項及び第三項（これらの規定を附則第十四条第十項並びに第七十一条第一項及び第三項（これらの規定を附則第十四条第十項、第七十五條第七項、第七十六條第六項及び第八十一条第二項において準用する場合を含む）、第八十条並びに第八十一条第一項及び第三項（これらの規定を第八十二條第二項、第三項、第十四条第二項（附則第十條）において準用する場合を含む）、第一百五十二條第一項及び第三項（これらの規定を附則第十七条第一項、第二項、第三項（これらの規定を附則第十七条第一項、第二項、第三項において準用する場合を含む）並びに第八十九條の規定において準用する国民健康保険法第八八条及び第八十九條第一項の規定により都道府県が処理することとされている）事務及び、地方自治法第三十一条第九項第一号に規定する第一号法定委託事務とする。

第七一条（略）

- ② 後期高齢者医療広域連合は、条例で、第五十四條第四項又は第五項の規定により被保険者証の返還を求められこれにこれがない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。（改正により廃止）
- ③ 略（改正後の⑬）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五・二・三法八四 附則一五条 令和六・一・二一・二五まで）に施行

（定義）

第三十の四（指定薬物）とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当作用の維持又は強化の作用を含む）、以下「精神毒性」とい、を有する薬性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしからを除くものとして、厚生労働大臣が審事議会の意見を聴いて指定するものとする。

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五・五・一六法五五 本則（令和六・一・二五まで）に施行）

（定義）

第二条（この法律において「医療情報」とは、特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報であつて、当該心身の状態を理由とする当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式、電子的方式、磁気的方式その他の当該個人の知覚によつては認識することができない方式を用いて作られる記録をいう。以下同じ）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成十五年法

律第五十七号）第一条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ）を除く。）をいう。以下同じ）であるものが含まれる個人に関する情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる）により特定の個人を識別することができる（こととなるものを含む）。

二 個人識別符号が含まれるもの。

② この法律において「医療情報」とは、

③ この法律において「匿名加工医療情報」とは、次の各号に掲げる医療情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう、当該医療情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該医療情報を復元することができる（こと）をいふものを含む。

一 第一項第一号に該当する医療情報。当該医療情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述を復元することのできる規制性を有しない方法により他の記述と置き換えることを含む）。

二 第一項第二号に該当する医療情報。当該医療情報に含まれる個人識別符号の一部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規制性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）。

題名

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律

第一章 総則

（目的）

第三条 この法律は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制等について定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定する健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出をいう。第三十条において同じ）を促進し、もつて健康長官社会（同法第一条に規定する健康長官社会をいう。）の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条（この法律において「医療情報」とは、特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報であつて、当該心身の状態を理由とする当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式、電子的方式、磁気的方式その他の当該個人の知覚によつては認識することができない方式を用いて作られる記録をいう。以下同じ）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成十五年法

律第五十七号）第一条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ）を除く。）をいう。以下同じ）であるものが含まれる個人に関する情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができる）により特定の個人を識別することができる（こととなるものを含む）。

二 個人識別符号が含まれるもの。

② この法律において「医療情報」とは、

③ この法律において「匿名加工医療情報」とは、次の各号に掲げる医療情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう、当該医療情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該医療情報を復元することができる（こと）をいふものを含む。

一 第一項第一号に該当する医療情報。当該医療情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述を復元することのできる規制性を有しない方法により他の記述と置き換えることを含む）。

二 第一項第二号に該当する医療情報。当該医療情報に含まれる個人識別符号の一部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規制性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）。

④ この法律において「匿名加工医療情報作成事業」とは、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を整理し、及び加工して匿名加工医療情報（匿名加工医療情報データベース等）を匿名加工医療情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工医療情報を電子計算機を用いて検索することができる匿名加工医療情報に構成したものであり、匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとて政令で定めるものをいう。第十八条第二項において同じ。）を構成するものに限る。以下同じ）を作成する事業をいう。

⑤ この法律において「医療情報取扱事業」とは、医療情報を含む情報の集合物であつて、特定の医療情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものとて政令で定めるもの（第四十四条において「匿名加工医療情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。

（国の責務）

第四条 国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の一環として、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し必要な施策を講ずる責務を負う。



第二章 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策

第一節 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策

第一條 政府は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の総合かつ体系的な推進を図るため、基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- ① 基本方針は、次掲げる事項について定めるものとする。
一 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の推進に関する基本的な方向
二 国が講ずべき医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する措置に関する事項
三 匿名加工医療情報の作成に用いる医療情報に係る本人の病歴その他の本人の心身の状況を利用する本又はその子孫その他の個人に対する不当な差別、偏見その他不利益の発生しないための措置に関する事項
四 第八条第一項及び第二十八条の認定に関する基本的な事項
五 その他医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の推進に関する重要事項

第二節 国内施策
第一條 国は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成に寄与するため、医療情報及び匿名加工医療情報の作成に、適正な措置を講ずるものとする。

第三節 国際的動向
第一條 国は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成を図る、情報システムの整備、その普及及び活用等の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 認定匿名加工医療情報作成事業者

第一節 匿名加工医療情報作成事業者の認定

第一條 匿名加工医療情報作成事業者を行う者（法人に限る。）は、申請により、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができると認められる旨の主務大臣の認定を受けなければならない。

- ① 前項の認定を受けようとする者は、申請書で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、申請書に、次項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類その他事務官が定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。
一 名称及び住所
二 医療情報整理の方法
三 医療情報加工の方法
四 医療情報等、医療情報等個人識別符号作成に用いた医療情報等、削除し記述せず個人識別符号に用いた医療情報等（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定により加工した加工情報の管理の方法
五 その他主務大臣が定める事項

第二條 認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認められるときは、同項の認定をしなければならない。
一 申請者が、この法律その他個人情報取扱いに関する法律で政令で定められるもの又はこれの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わらぬ限り、引き続き二年を超えていないこと
二 申請者が、前項の規定による届出（前条第二項第一号に掲げる事項）に変更があったとき又は前項の主務官が定める難化を要したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届けなければならないこと
三 主務大臣は、前項の規定による届出（前条第二項第一号に掲げる事項）の変更にも限らぬが、たとときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならないこと
四 前条第四項（罰金を除く）及び第四項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

第三條 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が第八條第一項の認定に用いる匿名加工医療情報（以下「認定事業」という。）の全部の譲渡を行ったときは、譲渡事業、この法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

された場合において、その趣のあった日前三十日以内に当該認定に係る事項を行う役員又は主務官が定める使用人であった者、その他のあった日から二年を経過しない。

- 二 申請者が、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を取得し、並びに整理し、及び加工して匿名加工医療情報を適確に作成し、及び提供しに足りる能力を有するものとして主務官が定める基準に適合していること
三 医療情報等、医療情報等個人識別符号作成に用いた医療情報等及び匿名加工医療情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために従つて適切な措置として主務官が定める措置が講ぜられていること
四 申請者が、前号に規定する医療情報等及び匿名加工医療情報の安全管理のための措置を適切に実施するに足りる能力を有すること

第九條 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定匿名加工医療情報作成事業者」という。）は、同条第二項第一号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務官が定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

第十條 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が第八條第一項の認定に用いる匿名加工医療情報（以下「認定事業」という。）の全部の譲渡を行ったときは、譲渡事業、この法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

第十一條 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が第八條第一項の認定に用いる匿名加工医療情報（以下「認定事業」という。）の全部の譲渡を行ったときは、譲渡事業、この法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

③ 前二項の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継した法は、主務官が定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- ④ 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人に認定事業の全部の譲渡を行った場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ譲渡済の譲渡について主務官が定めるところにより主務大臣の認定を受けたときは、譲渡人は、譲渡人としての地位を承継する。
⑤ 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人との合併により消滅する定めるところにおいて、あらかじめ当該合併について主務官が定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人としての地位を承継する。

第十二條 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が第八條第一項の認定に用いる匿名加工医療情報（以下「認定事業」という。）の全部の譲渡を行ったときは、譲渡事業、この法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

第十三條 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が第八條第一項の認定に用いる匿名加工医療情報（以下「認定事業」という。）の全部の譲渡を行ったときは、譲渡事業、この法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

第十四條 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が第八條第一項の認定に用いる匿名加工医療情報（以下「認定事業」という。）の全部の譲渡を行ったときは、譲渡事業、この法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

有効な改正前規定（匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律）









有効な改正前規定（不当景品類及び不当表示防止法）

することがある。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所が不明な場合。

二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつて送達することができないと認めるとき場合。

三 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱托を発した後六月を経過してもその送達を証する書翰の送付がない場合。

② 公示送達は、送達すべき書翰を送達を受けるべき者によつても交付すべき旨を消費者庁の事務所に掲示場に掲示することにより行う。

③ 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から一週間を経過することにより、その効力を生ずる。

④ 前項において、六週間とする。

（改正により削られた）

（電子情報処理組織の使用）

第四十条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつたこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、同法第七十一条の規定により同法第六十二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用し行ったときは、第二十一条において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。改正により削られた。

第五十条（略、改正後の第二十条）

第六十条（略、改正後の第二十三条）

第七十条（略、改正後の第二十七条）

第八十条（略、改正後の第三十条）

第九十条（略、改正後の第三十三条）

第十條（略、改正後の第三十六条）

第十一條（略、改正後の第三十七条）

第十二條（略、改正後の第三十八条）

第十三條（略、改正後の第三十九条）

第十四條（略、改正後の第四十条）

第十五條（略、改正後の第四十一条）

第十六條（略、改正後の第四十二条）

第十七條（略、改正後の第四十三条）

第十八條（略、改正後の第四十四条）

第十九條（略、改正後の第四十五条）

第二十條（略、改正後の第四十六条）

第二十一條（略、改正後の第四十七条）

閉じ報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくは他の者との事業に關しに関係のある事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

②（略）

③（略）

改正後の第五十条

第二章

第六節（新第二十六条）改正により追加

第三十條 消費者団体の差止請求権等

第三〇条（一）消費者契約法（平成十二年法律第六十二号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要措置をとることを請求することができる。

②（略）

③（略）

改正後の第四十条

新第五十条（改正により追加）

第三十條・第三十條（略、改正後の第三十六条・第三十七条）

第三十條（略、改正後の第三十六条）

第三十條（略、改正後の第三十七条）

第三十條（略、改正後の第三十八条）

第三十條（略、改正後の第三十九条）

第三十條（略、改正後の第四十条）

第三十條（略、改正後の第四十一条）

第三十條（略、改正後の第四十二条）

第三十條（略、改正後の第四十三条）

第三十條（略、改正後の第四十四条）

第三十條（略、改正後の第四十五条）

第三十條（略、改正後の第四十六条）

第三十條（略、改正後の第四十七条）

第三十條（略、改正後の第四十八条）

第三十條（略、改正後の第四十九条）

第三十條（略、改正後の第五十条）

第三十條（略、改正後の第五十一条）

第三五條（略、改正後の第五〇条）

新第四一條（略、改正により追加）

第三六條（一）第七條第一項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（略）

改正後の第四六条

第三七條（一）第二十九條第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。改正後の第四七条。

第四八條（改正により追加）

第三八條（一）住書略

第三十六條第一項 三億円以下の罰金刑

二 前条 同条の罰金刑

② 法人でない団体の代表者、管理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に對しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十六條第一項 三億円以下の罰金刑 改正により削られた。

二 前条 同条の罰金刑 改正により削られた。

（略）

改正後の第四九条

第三九條（一）第三十六條第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（当該法人が事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対して、同項の罰金刑を科する。改正後の第五〇条。

第四〇条（一）第三十六條第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにその行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科する。

（略）

改正後の第五一條

第四一條（略、改正後の第五二条）

第四一條（略、改正後の第五三条）

第四一條（略、改正後の第五四条）

第四一條（略、改正後の第五五条）

第四一條（略、改正後の第五六条）

第四一條（略、改正後の第五七条）

第四一條（略、改正後の第五八条）

第四一條（略、改正後の第五九条）

第四一條（略、改正後の第六〇条）

第四一條（略、改正後の第六一条）

第四一條 第三十條第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した適格消費者団体は、三十万円以下の過料に処する。改正後の第三二条







# ○金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律

令和六年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五・一・二  
九法七九 附則五）条（令和六・一・二八までに施行）

## 第二（定義）

### 第一（略）

一 金融商品取引法第二十一条第一項に規定する金融商品取引業者  
（同法第十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者  
を行う者）同法第十九条の四の二第九項に規定する第二種少  
額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）

### 二（略）

### 三（略）

### 四（略）

# ○信託業法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五・一・二  
九法七九 本則一八条）（令和六・一・二八までに施行）

## （金融商品取引法の準用）

第四十条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四  
条の二）第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧  
客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六  
項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる  
場合）を除く。）（特定投資家）同章第二節第一款（第三十五条  
から第三十六条の四）まで、第二種金融商品取引業又は投資運用  
業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助  
言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備  
顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の  
管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三  
十七条の二（取引履歴の事前明示義務）、第三十七条の三（第  
三十七号から第四号まで）及び第六号並びに第三項（契約締結  
前の書面の交付）、第三十七号の四（契約締結時等の書面の交  
付）、第三十七号の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三  
十七号の七（指図紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十二  
八条第一号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二  
（禁止行為）、第三十九条第一項、第二項第二号、第三項第  
四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）、第四十条第七  
号（適合性の原則等）並びに第四十条の二から第四十条の七ま  
で（最良執行方針等）分別管理が確保されていない場合の売買  
等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特  
定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証  
券に関する告知義務のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引  
に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通信）及  
び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は  
信託会社が行う信託契約（金利、通貨の価格、金融商品市場  
）同法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）におけ  
る相場その他の指図に係る変動により信託の元本について損失  
が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものを  
いう。以下「特定信託契約」という。に定める信託の引受けにつ  
いて準用する。（後略）

# ○保険業法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五・一・二  
九法七九 本則一四条）（令和六・一・二八までに施行）

## （金融商品取引法の準用）

第三〇〇条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四  
条の二）第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の  
顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六  
項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされ  
る場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び  
第四号を除く。）（雑則）の規定は、保険会社等若しくは外国保  
険会社又は保険仲立人が行う特定保険契約（金利、通貨の価  
格）同法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場にお  
ける相場その他の指図に係る変動により損失が生ずるおそれ  
（当該保険契約が締結され）により顧客の支払うこととなる  
保険料の合計額が、当該保険契約が締結されることにより当  
該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他の給付金の  
合計額を上回るものとなるおそれをいう。）がある保険契約とし  
て内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）又  
は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことと内容と  
する契約の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から  
第三十六条の四）まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を  
行う者の業務の範囲）、第二種金融商品取引業又は投資助言・代  
理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に  
対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の  
禁止等）、第三十七号第一項第二号（広告等の規制）、第三十七  
条の二（取引履歴の事前明示義務）、第三十七号の三（第三十七  
条の二及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第  
三十七号の五から第三十七号の七まで（保証金の受領に係る書  
面の交付）、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結  
義務等）、第三十八条第一号、第七号及び第八号並び  
に第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、  
第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十  
条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等）分別管理が確  
保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われてい  
る場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制  
限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務のみ行為の制  
止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義  
務等）を除く。）（通信）の規定は、保険会社等、外国保険会社等  
代理若しくは媒介に於いて、それぞれ準用する。（後略）

有効な改正前規定（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律）

信託業法（保険業法）







② 第二百七条から第二百九条までの規定は、資産対応証券の募集等取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第二百九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第二百九条第一項において準用する金融商品取引法の規定」と、その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と読み替えるものとするほか、必要な技術的監督等は、政令で定める。

## ○金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五・一・二九法七九 本則三条 令和六・一・二八八までに施行）

### 目的

第一条は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に関する事項に対して説明をすべき事項その他の金融商品の販売等に関する事項を定めること、金融サービス仲介業者を行う者について登録制度を実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めると等により、金融サービスの提供を受ける顧客の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

### 第二条 略、改正後の附条の一

### 新第二章（新第二章改正により追加）

#### 第三章（略、改正後の第三章）

### （定義）

#### 第三条（一） 住書略

二 無尽業法 昭和六年法律第四十一号 第一条に規定する無尽に係る契約に基づく掛金以下にの号において、無尽掛金」というの受入れを内容とする契約の無尽掛金の掛金者との締結  
三 五略  
四 五略  
五 五略

#### イ 略

ハ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

七 不動産特定共同法（平成六年法律第七十七号） 第二条

第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに限る）の締結

八十一 略  
② 略  
③ この章及び第六章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等業務として行う者をいう。

### 第三章 略、改正後の第四章

### （定義）

第一条（一） この章、第五章及び第六章において「金融サービス仲介業者」とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業等付媒介業務のいずれかを業務として行うことをいう。

### ① 住書略

### イ 略

ロ 長期信用銀行 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号） 第一条に規定する長期信用銀行をいう。 第十五条第一号（七）において同じ。  
ハ 二略  
ニ 協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十号） 第六条の九 第四号の事業を行うものに限る。 第十五条第二号（五）において同じ。）  
イ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和十二年法律第三十二号） 第十二号 第一項第三号の事業を行うものに限る。 第十五条第二号（三）において同じ。）

### 又 略

ロ 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第三十四号） 第十二号 第一項第四号の事業を行うものに限る。 第十五条第二号（四）において同じ。）  
イ 略  
二 前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は形の別を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く）の締結の媒介（貸金業者、貸金業法（昭和五十八年法律第十二号） 第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）が顧客のために行うものを除く。

### 三 略

### ③ 略

### ④ 住書略

イ 金融商品取引業（金融商品取引法（第二十九号）の四の第二十項に規定する 種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九号の五の第一項に規定する種少額電子募集取扱業務を除く。）を行う金融商品取引業者

### 二 略

### 二四 略

⑤ 略  
⑥ この章及び第六章において「金融サービス仲介業者」とは、この規定により内閣府大臣登録を受けた者をいう。  
⑦ この章、第五章及び第六章において「認定金融サービス協会」とは、第四十号の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

### ⑧ 略

⑨ この章及び第六章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一号の規定による指定を受けた者をいう。

### ⑩ 略

⑪ この章及び第六章において「紛争解決業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る登録並びこれに付随する業務をいう。

### ⑬ 略

### ⑭ 略

### （登録の拒否）

### 第五条 住書略

### イ 二 略

ホ 信用協同組合代理業者 協同組合による金融商品に関する法律（昭和二十四年法律第八十号） 第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。 次号二（五）において同じ。であった者が同法第六条の四の第一項において読み替えて準用する第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融商品に関する法律第六の第三項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む）同号（五）において同じ）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消し日から五年を経過しないもの。

### ヘ 信用金庫代理業者（信用金庫法（昭和二十八年法律第一三十八号） 第八十五号の第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。 次号二（六）において同じ。）であった者が同法第八十九号第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五号の第二項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消し日から五年を経過しないもの。

### ト 労働庫代理業者（労働庫法（昭和二十八年法律第一三十九号） 第八十九号の第三項に規定する労働庫代理業者をいう。 次号二（八）において同じ。）であった者が同法第九十四号第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働庫法第八十九号の第三項の許可を取り消された場合又は同法に相当する

### チ 労働庫代理業者（労働庫法（昭和二十八年法律第一三十九号） 第八十九号の第三項に規定する労働庫代理業者をいう。 次号二（八）において同じ。）であった者が同法第九十四号第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働庫法第八十九号の第三項の許可を取り消された場合又は同法に相当する

### チ 労働庫代理業者（労働庫法（昭和二十八年法律第一三十九号） 第八十九号の第三項に規定する労働庫代理業者をいう。 次号二（八）において同じ。）であった者が同法第九十四号第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働庫法第八十九号の第三項の許可を取り消された場合又は同法に相当する

### チ 労働庫代理業者（労働庫法（昭和二十八年法律第一三十九号） 第八十九号の第三項に規定する労働庫代理業者をいう。 次号二（八）において同じ。）であった者が同法第九十四号第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働庫法第八十九号の第三項の許可を取り消された場合又は同法に相当する

### チ 労働庫代理業者（労働庫法（昭和二十八年法律第一三十九号） 第八十九号の第三項に規定する労働庫代理業者をいう。 次号二（八）において同じ。）であった者が同法第九十四号第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働庫法第八十九号の第三項の許可を取り消された場合又は同法に相当する

### チ 労働庫代理業者（労働庫法（昭和二十八年法律第一三十九号） 第八十九号の第三項に規定する労働庫代理業者をいう。 次号二（八）において同じ。）であった者が同法第九十四号第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働庫法第八十九号の第三項の許可を取り消された場合又は同法に相当する

### チ 労働庫代理業者（労働庫法（昭和二十八年法律第一三十九号） 第八十九号の第三項に規定する労働庫代理業者をいう。 次号二（八）において同じ。）であった者が同法第九十四号第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働庫法第八十九号の第三項の許可を取り消された場合又は同法に相当する





有効な改正前規定（電気通信事業法）

の悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等  
の防護に関するリテラシートの向上のための活動に対する  
必要な援助

十二の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われ  
るものを除く。以下この号において同じ。）を信するこ  
のできる受信設備を設置している者、デジタル信号によ  
るテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物  
の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放  
送（以下この号において、地上デジタル放送と称する。）  
を受信することのできる受信設備を設置している者を除  
く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジ  
タル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受  
信に必要な設備の整備を行う補助金の交付その他の  
援助

十二の三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信  
するものに限る。直接受信すること困難な地域におい  
て必要最小の中継電力による当該地上基幹放送の受信  
を可能にするために行われる中継局その他の設備（当該  
設備と一体として設置される総務省令で定める附属設  
備並びに当該設備及び当該設備を設置するために必要  
な工物を含む。）の整備のための補助金の交付

十二の四 大規模な自然災害が発生した場合においても、  
地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用  
いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著  
しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電  
気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置され  
る当該附属設備並びに当該電気通信設備及び当該  
附属設備を配置するために必要な工物を含む。）の  
整備（放送法第百一十條第一項の総務省令で定める技術  
基準又は同法第百一十條第一項の総務省令で定める技  
術基準に適合させるために行われるものを除く。）のた  
めの補助金の交付

とする。  
⑯ 令和四年三月三十一日までの間における前項の規定により統  
み替えて適用する第百二條の二第四項の規定の適用についで  
は、同項中

「十二の四 大規模な自然災害が発生した場合においても、  
地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用  
いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著  
しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電  
気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置され  
る当該附属設備並びに当該電気通信設備及び当該  
附属設備を配置するために必要な工物を含む。）の  
整備（放送法第百一十條第一項の総務省令で定める技術  
基準又は同法第百一十條第一項の総務省令で定める技  
術基準に適合させるために行われるものを除く。）のた  
めの補助金の交付

とあるのは、

十二の四 大規模な自然災害が発生した場合においても、  
地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用  
いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著  
しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電  
気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置され  
る当該附属設備並びに当該電気通信設備及び当該  
附属設備を配置するために必要な工物を含む。）の  
整備（放送法第百一十條第一項の総務省令で定める技術  
基準又は同法第百一十條第一項の総務省令で定める技  
術基準に適合させるために行われるものを除く。）のた  
めの補助金の交付

十二の五 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法  
律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一條第一号に  
掲げる現行の施行日の前日（以下この号において「基  
準日」という。）において設置されるイに掲げる衛星  
基幹放送（放送法第百一十條の衛星基幹放送をい  
う。）以下この号において同じ。）の受信の目的とする受信  
設備（基準日において第三章に定める技術基準に適合し  
ていないものを除き、増幅器及び配線並びに分配器、接  
続子その他の配線のために必要な器具に限る。）であつ  
て、イに掲げる衛星基幹放送の電波を受けるための空中  
線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととな  
るものについて、当該技術基準に適合させるために行わ  
れる改修のための補助金の交付その他必要な援助

とする。改正により削られた  
イ 基準日において行われて、衛星基幹放送であつ  
て、基準日の翌日以後引き続き行われるもの、実験等  
無線局を用いて行われるものを除く。  
ロ 基準日の翌日以後にイに掲げる衛星基幹放送と同時  
に行われる衛星基幹放送であつて、イに掲げる衛星基  
幹放送に使用される電波と周波数が同一で、かつ、電  
界の回転の方向が反対である電波を使用して行われる  
もの。

○電気通信事業法

令和六年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧  
・放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五・六二法  
四〇）附則八條 令和六・六・六までに行行

（電気通信事業の登録）

第九條（登録略）

二 その設置する電気通信回線設備が電波法（昭和十五  
年法律百三十一号）第七條第六号に規定する基幹放  
送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無  
線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）







審議機関の設置等の特例

第二六条の七(一) 認定経営基盤強化計画を提出した二以上の国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同化を行う場合には、当該二以上の国内基幹放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合において、前二項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの国内基幹放送事業者が共同して行う。

(2) 認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同化を行う場合に特定地上基幹放送事業者(当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合)については、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送業務の用に供する基幹放送局設備(以下「基幹放送局設備」という。)に併せては、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは、第二十六条の四項第五号に規定する特定放送番組同化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るその放送対象地域を併せて「放送対象地域」とみなし、当該基幹放送局における当該二以上の放送対象地域と「当該基幹放送」とあるのは、当該二以上の国内基幹放送放送局のいずれかとする。

(3) 認定放送持株会社の関係会社(第一百八十二条第二項に規定する関係会社という。)である認定経営基盤強化計画を提出し、国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同化を行う場合には、当該国内基幹放送事業者が特定する第一百八十三条の規定の適用については、同条中「その放送対象地域」とあるのは、「その第一百八十六条の四項第五号に規定する特定放送番組同化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るその放送対象地域を併せて」の放送対象地域とみなした場合における当該二以上の放送対象地域と、当該放送対象地域とあるのは、当該二以上の放送対象地域と、これを承認してはならない。

(4) 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者(以下「認定基幹放送事業者」という。)が特定する認定基幹放送事業者が、当該認定基幹放送事業者に係る第十四条第一項の承認に記載された同条第三項第三号第六号に掲げる事項(一)から(五)まで(以下「認定基幹放送に係る事項」という。)に、認定基幹放送局設備の提供に関する契約(以下「放送局設備供給契約」という。)の申込みを受けたとき、これを承諾してはならない。

(5) 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者以外の者が放送局設備供給契約の申込みを受けたとき、又は認定基幹放送事業者が当該認定基幹放送局設備供給契約の申込みを受けたとき、これを承諾してはならない。

業務の提供(提供)

第二八条(一) 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備(認定基幹放送事業者の基幹放送業務の用に供する役員(以下「認定基幹放送局設備供給料」という。))の料その他の総務省令で定める提供料を定め、その施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しうとするときは、同様とする。

(2) (略)

第二九条(一) 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものは、総務省令で定めるところにより、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局設備(以下「設備」という。)に併せて、基幹放送局設備等(以下「設備等」という。)を、基幹放送業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況をその総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三〇条(一) 放送局設備供給料の料金が特定する認定基幹放送事業者に對し不当な差別的取扱をなすものであつて、かつ、当該放送局設備供給契約の締結及び解除、放送局設備提供業務の提供の停止並びに基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

第三二条(一) 認定基幹放送事業者に不当な義務を課するのであること。  
四 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものが提供する放送局設備供給料に関する料金をその提供条件が基幹放送局設備等自己の基幹放送業務の用に供することとした場合に、その場合に比べて不利なものであること。

設備の改善(命令)

第三三条(一) 総務大臣は、基幹放送局設備が第三十一項第一項の総務省令で定められた技術基準に適合していないと認めるときは、基幹放送局提供事業者に對し、当該技術基準に適合するよう、当該基幹放送局設備を改善すべきことを命ずることができる。

第三四条(一) 総務大臣は、前二条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に對し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又その職上に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

第三五条(一) 次各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
一 第一百八十六条第一項の規定に違反して、放送業務を行つた者  
二 第一百八十四条第八十一条において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

第三六条(一) 第九十一条第六項において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三七条(一) 第九十一条第六項において準用する場合を含む。の規定に違反して、放送業務を行つた者  
二 第一百八十四条第八十一条において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者  
三 第三十七條第七項の規定に違反して、放送局設備供給契約の申込みを拒んだ者  
改正後の(二)  
四 第三十七條第七項の規定に違反して、放送局設備供給契約の申込みを承諾した者  
改正後の(三)  
五 第三十七條第七項の規定により届け出た提供条件によらぬ、放送局設備供給料を提供した者  
改正後の(四)  
六 第三十七條第七項の規定による命令に違反した者  
改正後の(五)  
七 第三十三條第一項の規定に違反して、第三十二條第一項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者  
改正後の(六)  
八 第三十八條又は第四十條の規定による命令に違反した者  
改正後の(七)  
九 第三十四條第一項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(八)  
十 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(九)  
十一 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(十)  
十二 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(十一)  
十三 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(十二)  
十四 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(十三)

設備に関する報告及び検査

第三八条(一) 総務大臣は、前二条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に對し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又その職上に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

第三九条(一) 次各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
一 第一百八十六条第一項の規定に違反して、放送業務を行つた者  
二 第一百八十四条第八十一条において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

第四〇条(一) 第九十一条第六項において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四一条(一) 第九十一条第六項において準用する場合を含む。の規定に違反して、放送業務を行つた者  
二 第一百八十四条第八十一条において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者  
三 第三十七條第七項の規定に違反して、放送局設備供給契約の申込みを拒んだ者  
改正後の(二)  
四 第三十七條第七項の規定に違反して、放送局設備供給契約の申込みを承諾した者  
改正後の(三)  
五 第三十七條第七項の規定により届け出た提供条件によらぬ、放送局設備供給料を提供した者  
改正後の(四)  
六 第三十七條第七項の規定による命令に違反した者  
改正後の(五)  
七 第三十三條第一項の規定に違反して、第三十二條第一項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者  
改正後の(六)  
八 第三十八條又は第四十條の規定による命令に違反した者  
改正後の(七)  
九 第三十四條第一項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(八)  
十 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(九)  
十一 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(十)  
十二 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(十一)  
十三 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(十二)  
十四 第三十七條第七項の規定により届け出た有料基幹放送局設備供給料の額と異なる額を提出した者  
改正後の(十三)

第四二条(一) 第九十一条第六項において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

有効な改正前規定(放送法)

審議機関の設置等の特例

業務の提供(提供)

設備の改善(命令)

設備の維持

設備に関する報告及び検査

設備に関する報告及び検査